

静岡市太陽光発電設備適正導入ガイドラインの案の概要

1 規則等の案の題名

静岡市太陽光発電設備適正導入ガイドライン（案）

2 規則等を定める根拠となる法令の条項

規則等を定める根拠となる法令の規定はありません。

3 策定の趣旨

太陽光発電の導入が急速に増加し、災害や環境、景観等への懸念から地域住民との関係が悪化するなどの事例が全国的に顕在化しています。

そこで、本市において地域との調和が図られた太陽光発電事業が実施されるよう、手続や順守すべき事項を明示したガイドラインを策定し、事業者に適切な取組を求めるものです。

4 規則等の案の内容

ガイドライン案の主なポイントは下記の4点です。

（1）エリア設定

地域における特性を踏まえ、「立地を避けるべきエリア」、「慎重な検討が必要なエリア」を設定し、公表・周知することで適切な場所への立地を促す

（2）入念な事前協議（行政機関との協議、地域住民との調整）

事業者との事前協議や調整を通じて地域住民とのトラブルを未然に防ぐ

（3）事業の各段階における届出制（事業概要書等の届出）

事業者からの届出により情報を入手し、関係機関等との迅速な情報共有を図る

（4）適切な管理

施工中における安全・周辺環境への配慮、稼働中における維持管理・報告、事業終了時の適正な撤去・処分といった、適切な管理を求める

5 規則等を施行する時期

令和2年4月1日（予定）